

第六号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成二十六年六月二十四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(徳島県職員定数条例の一部改正)

第一条 徳島県職員定数条例(昭和二十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「自己啓発等休業」の下に「又は同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の五の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第十二条の六 地方公務員法第二十六条の六第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた職員には、同条第一項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第三条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条の四の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第十九条の五 地方公務員法第二十六条の六第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた職員には、同条第一項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第四条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「の規定」を「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第七項の規定」に改める。

第二条の二第二号中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を削る。

第十条第一号中「の規定」を「又は地方公務員法第二十六条の六第七項の規定」に改める。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第二十七条の三 地方公務員法第二十六条の六第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた職員には、同条第一項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第六条 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部が改正され、職員の配偶者同行休業の制度が新設されたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。